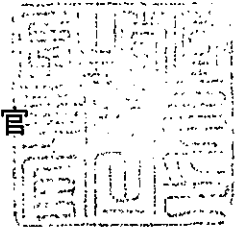




厚生労働省発老1202第1号
平成23年12月2日

青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
千葉県知事 殿
新潟県知事 殿
長野県知事 殿

厚生労働事務次官



「平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について」の
一部改正について

標記の交付金の交付については、平成23年5月31日厚生労働省発老0531第1号本職通知の別紙「平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年11月21日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援、復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者・障害者等に対して必要となる取組みの推進を図ること及び、被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の再構築のための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、別に定める「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づく基金事業のうち、<u>運営要領別記1の1(4)の介護基盤復興まちづくり整備事業及び運営要領別記2の2(4)の東日本大震災による被災者支援に係る事業を行うため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体を有する県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額と運営要領に定める<u>介護基盤復興まちづくり整備事業及び地域支え合い体制づくり事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額</u>とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 第一次補正予算交付分</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る特定被災区域を有する県を対象として、</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者・障害者等に対して必要となる取組みの推進を図るための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、別に定める「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づく基金事業のうち、<u>地域支え合い体制づくり事業を拡充し運営要領別記2の2(4)の事業を行うため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域を有する県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、次により算定された額と運営要領に定める<u>地域支え合い体制づくり事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額</u>とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る特定被災区域を有する県を対象として、当該</p>

新

当該県の避難者数（平成23年5月2日現在（消防庁災害対策本部発表資料））に基づき、下表により算定するものとする。

避難者数	交付額
1万人以上	2,000,000千円
50人以上1万人未満	200,000千円
50人未満	140,290千円

(2) 第三次補正予算交付分

ア 介護基盤復興まちづくり整備事業分

次の(ア)により算定するものとする。

ただし、岩手県、宮城県、福島県における(ア)の所要見込み額が、予算額である2,850,000千円を超過する場合には、(イ)により算定するものとする

(ア) 当該県における所要見込み額

$$(イ) \frac{2,850,000 \text{ 千円} \times \text{当該県における所要見込額}}{3 \text{ 県における所要見込額}}$$

イ 地域支え合い体制づくり事業のうち東日本大震災による被災者支援に係る事業分

下表のとおりとする。

自治体名	交付額
岩手県、宮城県、福島県	2,870,001千円
北海道、青森県、栃木県、茨城県、 千葉県、新潟県、長野県	60,751千円

(交付の条件)

5 略

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を、平成23年12月14日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

7～10 略

旧

県の避難者数（平成23年5月2日現在（消防庁災害対策本部発表資料））に基づき、下表により算定するものとする。

避難者数	交付額
1万人以上	2,000,000千円
50人以上1万人未満	200,000千円
50人未満	140,290千円

(交付の条件)

5 略

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を、平成23年6月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

7～10 略

新

別紙様式 1 略

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
(1) 第一次補正予算交付分					
地域支え合い体制づくり事業分					
(2) 第三次補正予算交付分					
ア 介護施設復興まちづくり整備事業分					
地域支え合い体制づくり事業のうち東日本大震災による被災者支援に係る事業分					
合 計					

別紙 2 略

別紙様式 2 略

別紙 1

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に要する経費の実支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引過(Δ)不足額 (G-E) (H)
(1) 第一次補正予算交付分								
地域支え合い体制づくり事業分								
(2) 第三次補正予算交付分								
ア 介護施設復興まちづくり整備事業分								
地域支え合い体制づくり事業のうち東日本大震災による被災者支援に係る事業分								
合 計								

別紙 2 略

旧

別紙様式 1 略

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額)
(1) 地域支え合い体制づくり事業分					
合 計					

別紙 2 略

別紙様式 2 略

別紙 1 略

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に要する経費の実支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引過(Δ)不足額 (H)(G-E)
(1) 地域支え合い体制づくり事業分								
合 計								

別紙 2 略

新

旧

別紙様式 3

(別記様式3)

平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金調書

平成23年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国	交付の 決定額	交付率	都道府県								備考	
			歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金 相当額	支出済額	うち 交付金 相当額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円				
(項)介護保険制度運営推進費												
(目)介護支援体制緊急整備等 臨時特例交付金												
(項)東日本大震災復旧・復興 介護保険制度運営推進費												
(目)介護支援体制緊急整備等 臨時特例交付金												

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式 3

平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金調書

平成23年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国	交付の 決定額	交付率	都道府県								備考	
			歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金 相当額	支出済額	うち 交付金 相当額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円				
(項)介護保険制度運営推進費												
(目)介護支援体制緊急整備等 臨時特例交付金												

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。